

 国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署による
「貨物貿易外貨管理改革試行の公告」の公布

2011年9月26日
第38号

企画部 調査課

2011年9月9日付で、国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署により「貨物貿易外貨管理改革試行の公告」¹（国家外貨管理局公告 2011年第2号 以下は「公告」と略称）が公布された。2010年から始まった輸入外貨支払照合管理改革に続き、2011年12月1日より下表の一部パイロット地域において、輸入外貨支払と輸出外貨受取の両サイドを含む輸出入照合（核销）全体改革の試行実施が決定した。今後の状況に応じて改革は更に全国範囲に拡大すると思われる。

＜パイロット地域（計7地域）＞

 江蘇省、山東省、湖北省、浙江省（寧波市を除く）、福建省（アモイ市を除く）、大連市、青島市

【輸出入照合管理制度改革の歩み】

貨物貿易に係わる基本的な外貨管理制度である輸入支払照合制度と輸出代金受取照合制度は90年代初頭に制定された。「寛進厳出」（流入に寛容、流出に厳格）を管理上の重点とする従来の制度は、すでに巨大な外貨準備高を保有し、外貨資金流入加速のトレンドが続いている中国経済発展情勢に合わなくなり、現在の「外貨流入・流出均衡管理」の中国外貨管理方針に合わせた管理方式変更の必要に迫られていた。輸入サイドからスタートした貨物貿易項目下の一連の輸出入照合管理制度の改革は、2010年5月より、天津市、江蘇省等一部のパイロット地域²において輸入支払照合管

¹ 「公告」と同時に公布された「貨物貿易外貨管理試行手引き」（以下は「手引き」と略称、添付ファイル1を参照）及び「貨物貿易外貨管理試行手引き実施細則」（以下は「実施細則」と略称、添付ファイル2をご参照）は改革の詳細内容について規定している。

² パイロット地域：天津市、江蘇省、山東省、湖北省、内モンゴル自治区、福建省及び青島市の所轄地域。試行内容の詳細は当行BTMU（China）実務・制度ニュース・レター第2号をご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/310042201.pdf>

理制度改革が試行され、その後、実施地域は 2010 年 12 月に全国に拡大した³。今回公布された「公告」は、輸入外貨支払管理制度改革の内容を踏まえて、更に輸出外貨受取管理制度改革の内容も盛り込まれており、輸入と輸出の両サイドを含む貨物貿易外貨管理新制度が確立された。輸出入照合管理制度改革の歩みは下表をご参照。

【輸出入照合管理制度改革の歩み】

改革項目	適用範囲	実施日付	規定名称	規定番号
輸入支払外貨管理制度	一部のパイロット地域における輸入外貨支払照合制度を試行	2010-5-1	「輸入における外貨支払の照合審査の改革パイロット地域に関する問題の通知」	匯発[2010]14 号
	全国に拡大	2010-12-1	「輸入における外貨支払の照合審査の改革に関する問題の通知」	匯発[2010]57 号
輸入サイド改革から輸出入両サイド改革へ				
輸入・輸出外貨管理制度	一部のパイロット地域における貨物貿易に係わる外貨管理新制度を試行	2011-12-1	「貨物貿易外貨管理改革試行の公告」	国家外貨管理局公告[2011]第 2 号
	全国に拡大	未定	今後関連規定が公布されると予想される	

【輸出入外貨管理新制度のポイント】

このたび公布された「公告」は、外貨管理制度上の輸出入照合管理制度に対する根本的な改革となるもので、2010年から実施された輸入外貨支払照合管理改革に定められた分類管理、オフサイト総量検査、オンサイト検査等の管理枠組みに基づき、輸入と輸出の両サイドの外貨管理を一本化している。貨物貿易に従事する企業は「A類企業」、「B類企業」、「C類企業」に分けられ、それぞれ区分化管理を行う。うち、「A類企業」に対しては、貿易利便化原則に基づき、代金着荷払いの方式での決済の場合、関連の輸入貨物通関申告書、輸入契約、領収書のいずれかのみでの審査となり、輸入外貨支払関連手続が従来より大幅に簡素化された。一方で、慎重管理原則に基づき、「B類企業」に対しては、輸入外貨支払と輸出外貨受取について限度額管理を実施し、外管局はB類企業の限度額を設定する。限度額を超える外貨収支については、事前に外管局への報告が要求された。「C類企業」に対しては、更にすべての外貨収支関連業務を事前に外管局へ報告することが求められ、厳格な管理を行うこととした。

³ 関連規定：国家外貨管理局による「輸入外貨支払照合の改革関連問題に関する通知」（匯発[2010]57号）、2010年10月27日公布、12月1日より施行された。詳細内容は当行BTMU（China）実務・制度ニュース・レター第15号をご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/310102901.pdf>

「公告」では、企業は輸出外貨受取照合手続を行わないと規定しており、試行の実施後、パイロット地域の企業が輸出税還付を申請する際、税務主管部門に対しては、紙ベースの輸出外貨受取照合書の提出が不要となるが、輸出通関の際に、税関に対しては、従来と同様、税関に輸出外貨受取照合書の提出が必要である⁴。一方で、企業の輸出入に係る資金流と物流の一致性についての管理は強化されており、A 類企業であれば、30 日超の前受、前払及び 90 日超のユーザンスと延払の場合、B 類企業と C 類企業であれば、分類管理の有効期間内に発生した前受、前払、30 日超ユーザンス、延払等の場合、それぞれの貨物輸出入または外貨受取・支払業務の発生日より 30 日以内に、モニタリングシステム経由で所在地の外管局への登録が新たに要求された。

＜貨物貿易外貨管理新旧制度比較＞

旧制度	新制度
一対一照合 (取引毎に資金流と物流の 一致性について審査)	オフサイト総量検査 (一定期間における資金流と物流についての総量 検査)
オンサイト照合	オフサイト検査
行為監督管理	主体監督管理、重点管理
資金流出管理を重視するが、 資金流入管理は不十分	流出と流入の相方向に均衡管理 (完備されたモニタリングシステムを通じて、資金 流入・流出の相方向の資金流動を管理)

「手引き」と「実施細則」の主要内容は以下の通りである。

一、「リスト」管理

外管局は「貿易外貨収支企業リスト」(以下は「リスト」と略称)管理を実施し、金融機関に対して「リスト」を公布する。金融機関は貿易外貨収支関連業務を取扱際に、「リスト」に照らしてチェックする必要がある、金融機関が「リスト」に列挙されていない企業の外貨収支業務を取り扱うことは禁止されている。

◆「リスト」登録

企業は法律に基づいて、対外貿易経営権を取得した後、以下の資料を外管局に持参し「リスト」登録手続を行う必要がある。パイロット地域の既存企業は、新規に下表②「貨物貿易外貨収支業務

⁴ 今後、貨物貿易外貨管理制度の実施範囲が全国に拡大された後、税務総署と国家外管局は輸出税関申告手続を調整し、輸出外貨受取照合書の提出が必要な現行の規定を取り消すとしている。

「確認書」作成・署名の上、外管局に提出しなければならないことにご留意頂く必要がある。なお、対外貿易に従事する保税監督管理地域の企業（以下、「区内企業」と略称）は、「保税監督管理地域外貨管理法」に基づき、外貨登記手続の際、「確認書」に署名しなければならず、「区内企業」は「保税監督管理地域外貨登記証」の取得と「確認書」への署名後、「リスト」に列挙される。

- | |
|---|
| ① 「貿易外貨収支企業リスト登記申請書」（付属 1 を参照） |
| ② 法定代表人のサインおよび法人印の捺印のある「貨物貿易外貨収支業務確認書」（以下「確認書」と略称、付属 2 を参照） |
| ③ 「企業法人営業証」または「企業法人営業証」副本の原本と企業公章が付いたコピー |
| ④ 「中華人民共和国組織機構コード証」の原本と企業公章が付いたコピー |
| ⑤ 「対外貿易経営者備案登記表」、法に基づき備案登記する必要のない場合は「中華人民共和国外商投資企業批准証書」または「中華人民共和国台湾、香港、マカオ投資企業批准証書」などの原本と企業公章が付いたコピー |
| ⑥ 外管局が提出要求するその他の資料（原本と企業公章が付いたコピー） |

なお、対外貿易経営権のない企業の場合、客観的に貿易外貨受取・支払業務のニーズがあれば、「リスト」への登録の際に、上表の⑤項の資料を提出しなくて良いとしている。

◆「リスト」変更、取消等

変更	- 企業名 - 登録住所 - 法定代表人 - 登録資金 - 企業類型 - 経営範囲 - 連絡先	左表のいずれかに該当する場合、変更日から 30 日以内に、関連変更書類・証明を持って外管局にリスト変更手続を行うこと
取消	- 経営中止、または対外貿易の中止 - 工商管理部門による登録抹消または営業証の取り上げ - 商務主管部門による貿易経営権の取消	左表のいずれかに該当する場合、発生日より 30 日以内に、関連書類を持参し外管局にリスト取消手続を行うこと
	「実施細則」の第六条規定⁵の状況に合致する場合 「区内企業」がすでに保税監督管理地域で外貨登録抹消手続を行った場合 - 連続 2 年間、貿易外貨の受取・支払業務がない場合 - 外管局の企業オンサイト検査時に、企業リスト届出情報にある連絡方式で連絡が取れなかった場合 - 外管局が認めたその他の状況	左表のいずれかに該当する場合、外管局は当該企業を「リスト」から削除することができる

◆指導期間の設置

「実施細則」に実施後、外管局は新規にリストに追加された企業に対し、指導期間を設けて指導を行う。企業で初めて貿易外貨受取・支払業務が発生してから 90 日以内に、外管局は政策・法規

⁵ 以下の場合を含む：経営中止、または対外貿易に今後従事しない；工商管理部門による登録抹消または営業証の取り上げ；商務主管部門による貿易経営権の取消。

に基づき、システム操作などの指導を企業に対して行う。企業は当該指導期間終了後 10 営業日以内に、書面書類を外管局に持参し、指導期間内に発生した貨物の輸出入と貿易外貨受取・支払との取引毎に一致状況を報告することが要求された。

二、貨物貿易収支管理

◆貨物貿易収支範囲

「手引き」と「実施細則」の管理対象となる企業の貿易外貨収支の範囲は下表の通り。

	域外、域内の保税監督管理地域から回収した輸出貨物代金、域外、域内保税監督管理地域へ支払う輸入貨物代金
	オフショア口座、域外機関の域内口座から回収した輸出貨物代金、オフショア口座、域外機構の域内口座へ支払う輸入貨物代金
	「深加工結転」項目下にある域内受取・支払
	中継貿易における外貨受取・支払
	その他貿易関連の外貨受取・支払

◆輸入外貨支払管理

企業は、輸入外貨支払をする際に、域外への支払の場合、「域外送金申請書」（または「対外支払／手形引受通知書」）、域内への支払の場合、「域内送金申請書」（または「域内支払／手形引受通知書」）を記入する。決済方式によって異なるそれぞれのエビデンス審査の要求は下表の通り。うち、代金着荷払いの方式での決済は、関連の輸入貨物通関申告書または輸入契約、領収書のいずれかを審査するのみとなり、従来よりエビデンス審査要求が簡素化された。なお、L/C、取立方式での決済は国際決済慣例に基づき関連商業エビデンス審査が新規に要求されており、従来よりエビデンスの審査要求が厳しくなる。

決済方式	エビデンス審査要求
 L/C、取立方式での決済	国際決済慣例に基づき関連の商業エビデンスを審査する
 代金着荷払いの方式での決済	関連の輸入貨物通関申告書または輸入契約、領収書を審査する
 前払いでの決済	輸入契約または領収書を審査する

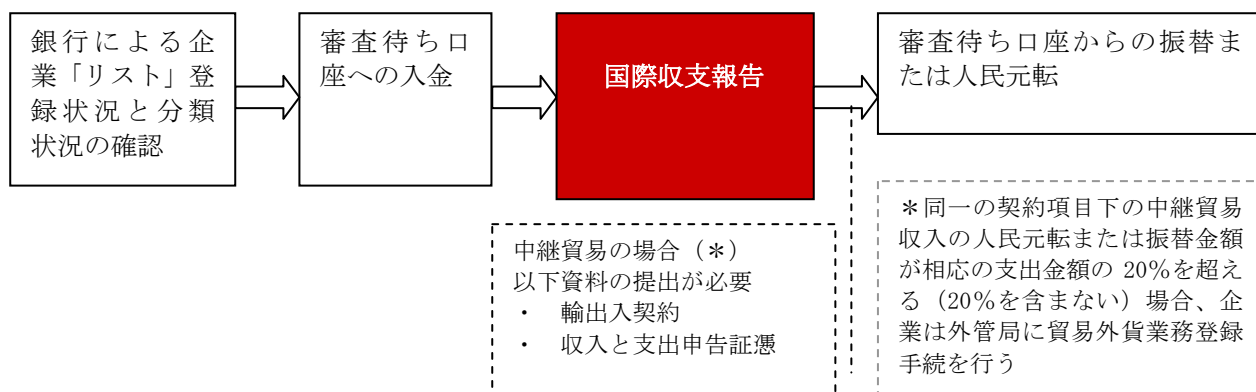
なお、「実施細則」に規定した外管局への登記が必要となる貿易外貨支払業務に対して、金融機関は外管局が発行した「貨物貿易外貨業務登記表」⁶を（以下は「登記表」と略称）付属 3 に基づき取扱う必要がある。

⁶ 外管局により「貨物貿易外貨業務登記表」の発行が必要となる業務種類は8ページの「外管局への事前登記事項」部分をご参照。

◆輸出代金受取管理

現行の輸出代金の受取は、先に審査待ち口座に入金した後、銀行が貨物貿易関連の受取資金と確認された上で、審査待ち口座から経常項目口座に振り替えることができ、その後、国際収支申告が必要となる。「実施細則」によれば、輸出代金は審査待ち口座への入金後、国際収支申告を行った上で、審査待ち口座からの振替または人民元転が可能となる。今まで輸出代金受取の国際収支申告漏れが散見された為、今回の政策調整により、国際収支申告は資金の審査待ち口座からその他の口座への振替を前提とし、企業は輸出代金の振替または人民元転する前に先に国際収支申告を行うことが必要となった点について留意する必要がある。

【改革後の輸出代金受取手続フロー】



◆外貨返却について

	項目	エビデンス審査要求	審査部門
貿易外貨支払の払戻金の人民元転または振替を行う場合	振替の間違いにより発生した払戻金	元の外貨収入証憑を審査する	銀行
	他の原因で発生した払戻金	元の支払申告証憑と輸入契約を審査する	
	払戻日は元の代金受取・支払期日と 180 日超 (180 日を含まない) の場合	企業は外管局に貿易外貨業務の登記手続を行うこと	外管局
	特別な状況により本規定を基に払戻し、手続を行えない場合		
貿易外貨収入の外貨の払い戻しを行う場合	仕向け送金の間違いで発生した払戻金	元の支出申告証憑を審査する	銀行
	他の原因により発生した払戻金	元の収入申告証憑と輸出契約を審査する	銀行

◆現金での決済

従来、現金での決済については規定上明確にされていなかったが、「実施細則」は、客観的な需要により外貨現金で決済し、外貨現金の人民元転を行う場合は、金融機関に以下の資料を提出する必要があると初めて明確にした。

- 輸出契約 - 輸出貨物通関申告書など * 人民元転した現金金額が入国申告金額基準に達した場合、金融機関は企業から提出された税関印のある外貨現金入国申告書の原本を審査しなければならない

◆代理輸出入業務

企業は「輸出者は外貨を受け取り、輸入者は外貨を支払う」の原則に従って、貿易外貨受取・支払業務を行う⁷。代理輸入、輸出業務は代理者による外貨支払・収支を行う。

代理輸入業務の場合	委託者は委託代理協議に基づき外貨を代理側に振替、また、代理者による外貨購入もできる
代理輸出業務の場合	代理者は外貨を受取った後に、委託代理契約に基づき外貨を委託者に振替、または外貨を人民元転して委託者に振替ることができる

規定に合致した外貨受取・支払企業が輸出入企業と一致しない場合、当該外貨受取企業または輸入企業は所在地の外管局に報告し、外貨受取または輸入データ主体変更手続を行うことができる。

◆モニタリングシステム経由での外管局への報告事項

以下のいずれかの状況に該当する場合、企業は貨物輸出入または外貨の受取・支払業務が実際に発生した日より 30 日以内に、モニタリングシステムを通じて所在地の外管局へ当該外貨の受取・支払または輸出入の日付等予定情報を報告することが新たに要求された。なお、既に報告済みだが、予定した輸出入の日付または外貨受取・支払の日付に至っていない下表業務に対しては、企業は実情に基づき関連報告内容を調整することができる。

システム経由外管局に要報告	30 日超（30 日を含まない）の前受、前払 90 日超（90 日を含まない）のユーザンス回収、延払 90 日超（90 日を含まない）の L/C 方式で決済する貿易外貨収支 B、C 類企業による分類管理の有効期間内に発生した前受、前払、30 日超（30 日を含まない）のユーザンス回収、延払 - 同一契約の下で中継貿易の受取日と支払日の間の期間が 90 日超（90 日を含まない）となり、且つ「先収後支」（資金受取後に支払）項目下または「先支後収」（資金支払後に受取）項目下の外貨支払金額が 50 万米ドル（50 万米ドル含まない）相当超の業務
--------------------------	--

⁷ 寄付項目下の輸出入業務等国家の特別な規定がある場合を除く。

◆外管局への事前登記事項

企業は、以下の貿易外貨収支業務を行う際に、書面申請および関連証明資料を外管局に持参し、事前登記することが要求された。外管局は企業の提出資料を審査し、「貨物貿易外貨業務監督・管理印」を捺印した「登記表」を発行する。

前 要 登 記 外 管 局 に 事

- ✚ C 類企業による貿易外貨受取・支払
- ✚ B 類企業による受取・支払限度額を超えた貿易外貨収支
- 同一の契約下での中継貿易による人民元転または振替の金額が当該支出金額の 20%を超えた (20%を含まない) 場合。外管局が認める、登記が必要となるその他の業務

三、オフサイト検査及びオンサイト検査

外管局は「モニタリングシステム」を通じて毎月貿易外貨収支に対してオフサイト検査を行う。また、オフサイト検査の対象となるデータは、企業の直近 12 ヶ月間の貿易に関連する外貨収支および貨物輸出入のデータを含む。外管局は企業の貿易融資、輸出収入の域外留保、原材料輸入加工、中継貿易、域外工事の請負、輸出入に関わる送金取消および、「区内企業」と指導期間にある企業などに対する専項モニタリングを行い、資金流動と貨物流動の規模と構成に異常または疑わしい状況が発見された企業を重点的なモニタリング範囲に入れることができる。外管局はオフサイト検査の状況に基づき、更にオンサイト検査を行うことができる。

オフサイト検査、オンサイト検査の基準と方式は下表の通り。

オフサイト 検査	外管局は企業の輸出入と貿易外貨収支データに基づき、当該企業の貿易与信報告等の情報を参考にし、総量差額、総量差額比率、資金・貨物比率、貿易与信報告の残高比率等、総量審査指標を設定し、一定期間内の企業の資金の流れと貨物の流れとの乖離および、貿易与信残高の変化等の状況を評価し、総量審査指標が一定の範囲を超えた企業を重点モニタリング範囲に加える
-------------	---

異常または疑わしい
状況な場合

オンサイト 検査基準	(一) いずれかの総量審査指標が本地区の指標許容値から 50%以上乖離した場合 (二) いずれかの総量指標が 4 審査期連続で本地区の指標許容値を超過した場合 (三) 前受残高比率、前払残高比率、ユーザンス回収残高比率、延払残高比率が 25%を超えた場合 (四) 材料輸入加工の加工賃比率が 30%を超えた場合 (五) 仲介貿易の収支の差額による支出比率が 20%を超えた場合 (六) 1 件の送金取消金額が 50 万米ドル相当、且つ取消件数が 12 件を超えた場合 (七) 外管局が判断したその他のオンサイト検査が必要となる事情 外管局はオフサイト検査の状況に基づき、地区、産業、経済モデル等の特徴を考慮した上で、上記の比率、金額または頻度を調整することができる
オンサイト 検査方式	(一) 検査対象先企業に対し、関連資料の書面での提出を要求 (二) 検査対象先企業の法定代表者または委任者との面談を実施 (三) オンサイトで、検査対象先企業の関連資料を確認またはコピー (四) 外管局が必要と認めるその他のオンサイト検査方法

四、分類管理

外管局は、オフサイト総量検査及びオンサイト検査結果に基づき、外貨管理規定の遵守状況を考慮した上で、企業を「A 類企業」、「B 類企業」、「C 類企業」との 3 種類に分類する。外管局は金融機関に対し分類結果を公布し、また、「B 類企業」、「C 類企業」の分類監督管理の有効期限は 1 年となる。外管局は「B 類企業」、「C 類企業」を確定する前に、「分類結果通知書」（付属 5）を関連企業に通知し、企業は異議があれば、7 営業日以内に外管局に陳述することができる。外管局は日常管理において企業が「B 類企業」、「C 類企業」の確定基準に当たると判断すれば、随時当該企業の分類等級を引き下げることができる。

分類管理の基準と内容は下表をご参照。

分類	分類基準	分類管理の内容
A 類企業	検査期間において、対象企業は、外貨管理の関連規定を遵守し、且つ外管局のオフサイト検査やオンサイト検査を経て外貨の収支状況が正常と認められた場合、A 類企業に列挙される。	
B 類企業	（一）本細則第三十二条が規定するいずれの状況にあり、且つオンサイト検査に対し合理的な説明がない場合。 （二）規定通りに報告義務を履行しない場合。 （三）規定通りに貨物貿易の外貨業務届出を行わない場合。 （四）外管局はオンサイト検査の際に、規定された期限と方式で外管局に報告または関連資料を提出しない場合。 （五）国家関連主管部門の要求に基づき連合監督管理を実施する場合。 （六）外管局が認定したその他の場合。	（一）、送金（前払、前受は除く）で決済する場合、金融機関は輸入・輸出貨物通関書原本、輸入・輸出契約書を審査しなければならない。L/C、取立方式で決済する場合は、国際決済慣例に基づく関連商業エビデンスを審査するほか、当該輸入・輸出契約書を審査しなければならない。前払、ユーザンス回収で決済する場合は、輸入・輸出契約書、インボイスを審査しなければならない。 （二）金融機関は貿易外貨収支に対し電子データ検査を行う。外貨受取限度額、外貨支払限度額を超える貿易外貨収支業務に対し、金融機関は「登記表」に基づき取扱わなければならない。 （三）前受、前払、及び 30 日超（30 日を含まない）のユーザンス、延払に対し、企業は本細則の規定に基づき、所在地外管局に情報を報告しなければならない。 （四）企業は、支払期間が 90 日超（90 日を含まない）の延払業務を行ってはならず、90 日超（90 日を含まない）のユーザンス輸出契約を締結してはならない。 （五）その他の貿易外貨収支業務については、本細則第二章の関連規定に基づき取扱う。 （六）外管局が規定するその他の管理措置。

		すでに輸出収入の域外留保業務を利用している企業が B 類に認定された場合、当該企業は分類監督管理の有効期間内に、域外口座に輸出収入の留保を行ってはならず、域外口座による対外支払を行ってはならない。外管局は、当該企業に対し、域外口座の預金残高を域内に回収するよう要求することができる。
C 類企業	(一) 直近 12 ヶ月以内に、外貨管理規定に嚴重違反したことで外管局により処罰、または司法機関により立件調査された場合。 (二) 外管局のオンサイト検査の際に、検査を拒否し、協力せず、または外管局に虚偽資料を提供した場合。 (三) B 類企業は分類監督管理有効期限満了後外管局の総合評価を経て、関連状況が依然として B 類企業基準に合致する場合。 (四) 外貨管理関連の重大な違反行為を犯し、国家関連主管部門に処罰された場合。 (五) 外管局が認定したその他の場合。	(一) 所在地の外管局へ都度登記手続を行う。外管局は登記手続を行う際、企業の送金方式での決済(前払、前受は除く)で決済する場合は、当該輸入・輸出貨物通関書、輸入・輸出契約書を審査する。L/C、取立方式で決済する場合は、輸入・輸出契約書とインボイスを審査する。前払、前受で決済する場合は、輸入・輸出契約書、インボイスを審査する。1 件につき 5 万米ドル相当を超える前払に対し、金融機関による確認を経てテストキーを付された、域外金融機関が発行した前払に関する保証状を審査しなければならない。 (二) 前受、前払、及び 30 日超 (30 日を含まない) のユーザンス回収、延払に対し、企業は本細則の規定に基づき所在地外管局へ関連情報を報告しなければならない。 (三) 企業は 90 日超 (90 日を含まない) のユーザンス L/C (延長を含む) 業務を行ってはならない。90 日超 (90 日を含まない) の延払、取立業務を行ってはならない。90 日超 (90 日を含まない) の外貨受取条件を含めた条項のある輸出契約を結んではならない。 (四) 企業は仲介貿易における外貨受取・支払を行ってはならない。 (五) 企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務のメンバー企業の場合、当該企業は外貨集中受取・支払業務を継続して行ってはならない。企業が多国籍企業グループにおける外貨集中受取・支払業務の主管会社の場合、当該企業グループ全体の外貨集中受取・支払業務を中止しなければならない。 C 類に認定された企業は、認定日より 30 日以内に、域外口座を閉鎖し、その残高を域内に回収しなければならない。

「公告」は試行開始の 2 ヶ月余りに公布されており、金融機関及び企業に当該貨物貿易外貨管理改革の内容について理解を促し、相応の対応の準備に必要な時間を設定したものと考えられる。また、2010 年 5 月にスタートした輸入支払照合改革がほぼ半年後の 12 月に全国に適用範囲が拡大されたことを勘案すれば、今回の貨物貿易外貨管理改革は来年上半年期までに更に全国に拡大される可能性があると推測される。パイロット地域の企業のみならず非パイロット地域の企業も当該政策

の内容を読み取る必要があると思われる。

このたび公布された貨物貿易外貨管理改革は輸出入照合管理制度に対する根本的な改革となり、従来の輸入照合・輸出照合管理制度が廃止され、代わりに外管局がオフサイト「モニタリングシステム」経由で監督管理を行った上、リスクの異なる企業に対して異なる管理を行うこととなる。リスクのある企業と見なされる B 類企業と C 類企業の貨物貿易収支業務に対し各種制限が付けられており、特に C 類企業はすべての輸出入業務を事前に外管局に報告しなければならない、日常業務に極めて大きな影響を受けかねないため、各企業は B 類企業と C 類企業に認定されることを回避するように工夫しなければならない。

また、「手引き」には、「区内企業」は、保税監督管理地域外貨管理政策に別途規定がある場合を除き、「手引き」で定める規定が適用されるとあり、「区内企業」の具体的な適用状況等については別途確認する必要がある。今回の政策調整は、すべての対外貿易に従事する企業の輸出入業務に影響を与える重要度が高い内容で、当局の関連政策の動きについては引き続きフォローして参る所存である。新たな関連情報を入手次第、別途ご案内申し上げます。

以上

以下は中国語原文と日本語仮訳である。

中国語原文	日本語仮訳
国家外汇管理局 国家税务总局 海关总署关于 货物贸易外汇管理制度改革试点的公告 国家外汇管理局公告2011年第2号 为进一步促进贸易便利化，加强货物贸易外汇管理，国家外汇管理局、国家税务总局、海关总署决定改革货物贸易外汇管理制度、优化升级出口收汇与出口退税信息共享机制，自2011年12月1日起，在江苏、山东、湖北、浙江（不含宁波）、福建（不含厦门）、大连、青岛地区试点。现公告如下： 一、改革货物贸易外汇管理方式 试点期间，试点地区试行国家外汇管理局制定的《货物贸易外汇管理试点指引》和《货物贸易外汇管理试点指引实施细则》（见附件，以下简称试点法规），企业不再办理出口收汇核销手续。 试点地区外汇局对企业的贸易外汇管理方式由现场逐笔核销改变为非现场总量核查，通过货物贸易外汇监测系统，全面采集企业货物进出口和贸易外汇收支逐笔数据，定期比对、评估企业货物流与资金流总体匹配情况，便利合规企业贸易外汇收支；对存在异常的企业进行重点监测，必要时实施现场核查。 二、对试点地区企业实施动态分类管理 试点地区外汇局根据企业贸易外汇收支合规性，将企业分为A、B、C三类。A类企业进口付汇单证简化，可凭进口报关单、合同或发票等任何一种能够证明交易真实性的单证在银行直接办理付汇，出口收汇无需联网核查；银行办理收付汇审核手续相应简化。对B、C类企业在贸易外汇收支单证审核、业务类型、结算方式等方面实施严格监管。B类企业贸易外汇收支由银行实施电子数据核查，C类企业贸易外汇收支须经外汇局逐笔登记后办理。	国家外貨管理局 国家税務総局 税関総署による貨物貿易外貨管理改革試行の公告 国家外貨管理局公告 2011 年第 2 号 貿易の利便化の一層の促進と貨物貿易の外貨管理強化を目指し、国家外貨管理局、国家税務総局、税関総署は貨物貿易外貨管理制度改革を行い、輸出外貨受取と輸出税還付情報共有体制の優良化とグレードアップを計ることを決定した。2011 年 12 月 1 日より江蘇省・山東省・湖北省・浙江省（除く寧波市）・福建（除くアモイ市）・大連市・青島市の地域で試行を実施する。ここに以下の通り公告する： 一、貨物貿易の外貨管理方式の改革 試行期間中、パイロット地域は国家外貨管理局が制定した「貨物貿易外貨管理試行手引き」と「貨物貿易外貨管理試行手引き実施の細則」（添付ファイルを参照、以下「試行法規」と略称）を試行し、企業は輸出の外貨受取照合手続を行う必要はない。 パイロット地域の外管局は、企業に対する貿易外貨管理方式をオンサイトの一対一照合からオフサイト総量検査に変更し、貨物貿易外貨モニタリングシステムを通じて、企業の貨物輸出入と外貨収支の取引別データを全面的に収集、定期的に照合、企業の物流と資金流の総体としての一致性を評価し、合法的な企業の貿易外貨収支を利便化する；異常がある企業に対してはモニタリングを重点的に行い、必要に応じてオンサイト検査を実施する。 二、パイロット地域の企業に対する動態的な分類管理の実施 パイロット地域の外管局は、企業の貿易外貨収支の合法性に基づき、企業を A、B、C の 3 種類に分類する。A 類企業は輸入支払証明書類が簡素化され、輸入通関書、契約書またはインボイスなど取引の真実性を証明できるいずれか一つのエビデンスを持参し、銀行で直接外貨支払の手続ができ、輸出外貨受取はネットワーク上での審査が不要となる；銀行における外貨受取審査手続は対応して簡素化される。B 類及び C 類企業に対しては、貿易外貨収支エビデンス審査、業務種類、決済方法等において厳格な監督管理を行う。B 類企業の貿易外貨収支は銀行で電子データの検査を実施

试点地区外汇局结合企业在分类监管期内遵守试点法规情况，动态调整分类结果。A 类企业违反外汇管理法规将被降级为 B 类或 C 类，B、C 类企业在分类监管期内守法合规经营的，监管期届满后可升级为 A 类。 三、简化出口退税凭证 试点期间，试点地区出口企业申报出口退税时，不再提供纸质出口收汇核销单。税务局参考外汇局提供的企业出口收汇信息和分类情况，依据相关规定，审核企业出口退税。 四、调整出口报关流程 试点期间，试点地区企业出口报关仍按现行规定提供出口收汇核销单。货物贸易外汇管理制度改革全国推广后，海关总署与国家外汇管理局将调整出口报关流程，取消出口收汇核销单。 五、加强部门联合监管 试点地区企业应当严格遵守相关规定，增强诚信意识，加强自律管理，自觉守法经营。国家外汇管理局与国家税务总局、海关总署将进一步加强合作，实现数据共享；完善协调机制，形成监管合力；严厉打击各类违规跨境资金流动；严厉打击骗税、走私等违法行为。 本公告涉及有关外汇管理、出口退税、出口报关等具体事宜，由相关部门另行规定。试点期间，其他法规与本公告相抵触的，试点地区以本公告为准。 特此公告。 二〇一一年九月九日	し、C 類企業の貿易外貨収支は必ず外管局で取引毎に登録後、手続を行う。 パイロット地域の外管局は、企業の分類監督管理期間内に試行法規の遵守状況に基づき、分類結果を動的に調整する。A 類企業は外貨管理法規に違反すると B 類或いは C 類に格下げ、B 類と C 類企業は分類監督管理期間内に法規を遵守すれば、監督管理期限満了後 A 類に昇格する。 三、輸出税金還付の証憑を簡素化 試行期間内に、パイロット地域の輸出企業が輸出税金還付を申請する際、紙ベースの輸出外貨受取照合書を提出する必要がない。税務局は外貨管理局から提供された企業輸出外貨受取の情報及び分類状況を参考にして、関連規定に基づき、企業の輸出税還付を審査する。 四、輸出通関申告の手続を調整 試行期間内に、パイロット地域における企業が輸出通関申告を行う場合、現行の規定に基づき輸出外貨受取の照合書を提出する。貨物貿易外貨管理制度改革が全国範囲で展開された後、税関総署と国家外貨管理局は輸出税関申告の手続を調整し、輸出外貨受取の照合書を廃止する。 五、部門間の共同監督管理を強化 パイロット地域の企業は関連規定を厳格に遵守し、信用意識を強化し、自律管理を強化し、自覚を持って法令遵守の上経営にあたる。国家外貨管理局、国家税務総局及び税関総署は更に協力を強化し、関連データ共有を実現する；協調メカニズムを改善し、各種不正なクロスボーダー資金流動を厳格に取り締まる；税金還付詐欺、密輸などの不正行為を厳格に取り締まる。 本公告に係わる外貨管理、輸出税金還付、輸出税関申告などの具体的な事項については、関連部門が別途規定する。試行期間に、他の法規が本公告に抵触することがあれば、パイロット地域は本公告に従う。 ここに通知する。 二〇一一年九月九日
--	--

【日本語仮訳：三菱東京 UFJ 銀行(中国)有限公司企画部調査課】

- 弊行が行った日本語訳はあくまでも参考に過ぎず、中国語原文が基準となりますので、ご注意ください。
- 当資料は情報提供のみを目的として作成されたものであり、何らかの行動を勧誘するものではありません。ご利用に関しては全てお客様御自身でご判断くださいますよう、宜しくお願い申し上げます。当資料は信頼できると思われる情報に基づいて作成されていますが、当店はその正確性を保証するものではありません。内容は予告なしに変更することがありますので、予めご了承下さい。
- 当資料は銀行の関連業務に係わる事務案内ではなく、具体的な銀行の関連業務手続等についてお取扱銀行までお問い合わせください。
- 当資料は著作物であり、著作権法により保護されています。全文または一部を転載する場合は出所を明記してください。

三菱東京UFJ銀行（中国）有限公司企画部調査課

北京チーム：北京市朝陽區東三環北路 5 号北京發展大厦 4 階	照会先：邢燕燕	TEL010-6590-8888	ext. 233
上海チーム：上海市浦東新区陸家嘴環路 1233 号匯亜大厦 20 階	照会先：張亜秋	TEL021-6888-1666	ext. 4250
	丁海聡	TEL021-6888-1666	ext. 4255